

永平寺町景観まちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永平寺町景観計画に基づく永平寺町民の自発的な景観づくり活動を支援するため、永平寺町景観まちづくり支援事業補助金を交付することについて、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、永平寺町内の自治会又は複数の自治会から構成される地域振興会等の団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、集落や街並み景観の保全・活用に資する次に掲げる活動で、新規の活動又は既存の活動内容を拡充して実施するもの及び補助終了後も継続して実施することが見込まれるものであること。

- (1) 街並みを活かした花植えや夜間景観の演出、集落内を流れる水路の復元などの実践活動(経常的な維持管理を除く。)
- (2) 前号を実施するための勉強会の開催等
- (3) 特定の地域の景観や街並み、地域づくり活動などの広報
- (4) その他町長が認める活動

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、活動に要する初期経費(活動に係る材料費、リース料、専門家の招へいに係る旅費、報償費等)とし、別表に定める経費とする。ただし、飲食費や経常的な維持管理に係る経費及び事業での使用頻度が低く、事業目的以外での使用が主に見込まれるものや、町からの貸出しにより対応可能なものは対象としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の3分の2以内とし、9万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 申請団体概要書(様式第4号)
 - (4) その他町長が必要と認めるもの
- (交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第8条 交付決定者は、交付決定の内容に変更が生じたときは、補助金交付決定変更申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による交付決定の変更の申請があったときは、当該変更申請書の内容を審査の上、交付決定の内容を変更し、補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業完了実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の内容を審査の上、適正と認められる場合は、補助金の額を確定し、交付額確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、交付請求書(様式第10号)により、補助金の交付請求を町長に行わなければならない。ただし、補助金等の交付決定後に必要

があると認められる経費については、概算払を請求することができる。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った対象者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付指令を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。
 - (2) 補助対象事業等の施行が不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号のほか、不正の事実があると判明したとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、永平寺町景観まちづくり支援事業補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第4条関係)

補助対象経費

項目	内容
報償費	講師、コーディネーター等に係る謝礼
旅費	講師等の旅費等
需用費	マップの作成、印刷製本費等
委託料	ホームページの作成委託料等
使用料及び賃借料	重機のリース料等
備品購入費	プリンターの購入費等